

税の申告が始まります

2月16日～3月16日

今年も税の申告の季節がやって参りました。所得税の確定申告と納税、町・県民税（住民税）の申告は、いずれも2月16日から3月16日までの期間です。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談会場を開設します。日程については3ページの日程表のとおりですが、2月22日のみ日曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、毎年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日をご確認の上早めに申告をお願いいたします。

所得税の申告

◎申告が必要な方

- ①事業所得や不動産所得などがある方で、所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額を差し引いて残額のある方。
- ②給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 - ・給与の年収が2千万円を超える方

◎復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する為、個人の方で所得税を納める義務のある方は、基準

所得税額に2.1%の復興特別所得税が併せて課税されます。

◎所得税が還付される方

給与所得者で次のような方は、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払った方
- ・住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした方で、一定の要件にあてはまる方
- ・退職した後就職をしなかった方で、年末調整を受けていない方
- ・源泉徴収票、各種控除証明書、領収書などをお持ちください。

◎譲渡所得がある方

平成26年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、町での受付が出来ませんので佐原税務署で申告をお願いします。

◎青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成27年分から青色申告をする方は、3月16日までに青色申告承認申請書を提出してください。

◎記帳・帳簿等の

保存について

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。白色申告の方、金額が少額で確定申告をされない方も記帳等の義務がありますのでご注意ください。

◎農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出しますので、作成した帳簿等をご持参ください。帳簿を作成されていない方や帳簿等に不備や不明瞭な点がある方は、町での受付は出来ませんのでご了承ください。

◎障害者手帳等をお持ちでない場合も障害者控除が受けられます

障害者手帳等の交付を受けてない場合でも、障害の程度が知的障害者または身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除を受けることが出来ます。認定を受けたとくに、「障害者控除対象者認定書」が交付されますので申告の際にご持参ください。認定の内容や証明